

第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準等

第1号事業に要する費用の額の算定に関する要領別表第1号事業支給費単位数表で規定する向日市長が定める基準等について、次のとおり定めるものとする。

第1章 向日市長が定める基準

1 介護予防ヘルプサービス費及び生活支援ヘルプサービス費における高齢者虐待防止措置未実施減算の基準

厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号。以下「厚生労働大臣基準」という。）第2号の規定を準用する。この場合において、「指定居宅サービス等基準第37条の2（指定居宅サービス等基準第39条の3において準用する場合を含む。）」とあるのは、「向日市介護予防ヘルプサービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する要綱（以下「介護予防ヘルプサービス基準要綱」という。）第36条の2又は「向日市生活支援ヘルプサービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する要綱（以下「生活支援ヘルプサービス基準要綱」という。）第36条の2」と読み替えるものとする。

1の2 介護予防ヘルプサービス費及び生活支援ヘルプサービス費における業務継続計画未策定減算の基準

厚生労働大臣基準第2号の2の規定を準用する。この場合において、「指定居宅サービス等基準第30条の2第1項（指定居宅サービス等基準第39条の3において準用する場合を含む。）」とあるのは、「介護予防ヘルプサービス基準要綱第28条の2又は生活支援ヘルプサービス基準要綱第28条の2」と読み替えるものとする。

1の3 介護予防ヘルプサービス費及び生活支援ヘルプサービス費における指定介護予防ヘルプサービス事業所（指定介護予防ヘルプサービス（介護予防ヘルプサービス基準要綱第4条に規定する指定介護予防ヘルプサービスをいう。）の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）及び指定生活支援ヘルプサービス事業所（指定生活支援ヘルプサービス（生活支援ヘルプサービス基準要綱第4条に規定する指定生活支援ヘルプサービスをいう。）の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物又は指定介護予防ヘルプサービス事業所及び指定生活支援ヘルプサービス事業所と同一の建物（以下この号において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者に対して指定介護予防ヘルプサービス及び指定生活支援ヘルプサービスを行う指定介護予防ヘルプサービス事業所及び指定生活支援ヘルプサービス事業所の基準

厚生労働大臣基準第3号の2の規定を準用する。この場合において、「指定訪問介護事業所」とあるのは、「指定介護予防ヘルプサービス事業所又は指定生活支援ヘルプサービス事業所」と読み替えるものとする。以下同じ。

2 介護予防ヘルプサービス費及び生活支援ヘルプサービス費における口腔連携強化加算の基準 厚生労働大臣基準第3号の3の規定を準用する。

3 介護予防ヘルプサービス費、生活支援ヘルプサービス費、介護予防デイサービス費及び短時間デイサービス費における介護職員等処遇改善加算の基準

厚生労働大臣基準第48号の規定を準用する。

4 介護予防デイサービス費及び短時間デイサービス費における高齢者虐待防止措置未実施減算の基準

厚生労働大臣基準第14号の2の規定を準用する。この場合において、「指定居宅サービス等基準第105条又は第105条の3において準用する指定居宅サービス等基準第37条の2」とあるのは、「向日市介護予防デイサービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する要綱（以下「介護予防デイサービス基準要綱」という。）第34条の2又は「向日市短時間デイサービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する要綱（以下「短時間デイサービス基準要綱」という。）第34条の2」と読み替えるものとする。

4の2 介護予防デイサービス費及び短時間デイサービス費における業務継続計画未策定減算の基準

厚生労働大臣基準第14号の3の規定を準用する。この場合において、「指定居宅サービス等基準第105条又は第105条の3において準用する指定居宅サービス等基準第30条の2第1項」とあるのは、「介護予防デイサービス基準要綱第24条の2又は短時間デイサービス基準要綱第24条の2」と読み替えるものとする。

5 介護予防デイサービス費及び短時間デイサービス費における口腔機能向上加算の基準

厚生労働大臣基準第20号の規定を準用する。この場合において、同号イ（5）中「通所介護費等算定方法第1号」とあるのは「向日市長が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに介護予防デイサービス費等の算定方法（第2章。以下「介護予防デイサービス費等算定方法」という。）」と読み替えるものとする。

6 介護予防デイサービス費及び短時間デイサービス費における一体的サービス提供加算の基準

厚生労働大臣基準第109号の規定を準用する。この場合において、同号イ中「指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所リハビリテーション費のロの注若しくはニの注に掲げる基準又はへの注に掲げる別に厚生労働大臣が定める基準」とあるのは「第1号事業支給費単位数表の介護予防デイサービス費又は短時間デイサービス費のへの注に掲げる基準及びトの注に掲げる別に向日市長が定める基準」と、「都道府県知事」あるのは「向日市長」と、同号ロ中「指定介護予防通所リハビリテーション」とあるのは「指定介護予防デイサービス(介護予防デイサービス基準要綱第4条に規定する指定介護予防デイサービスをいう。)又は短時間デイサービス(短時間デイサービス基準要綱第4条に規定する指定短時間デイサービスをいう。)」と読み替えるものとする。

7 介護予防デイサービス費及び短時間デイサービス費におけるサービス提供体制強化加算の基準

厚生労働大臣基準第23号の規定を準用する。この場合において、同号イ（2）中「通所介護費等算定方法第1号」とあるのは、「介護予防デイサービス費等算定方法」と読み替えるも

のとする。

- 8 介護予防デイサービス費及び短時間デイサービス費における生活機能向上連携加算の基準
厚生労働大臣基準第15号の2の規定を準用する。
- 9 介護予防デイサービス費及び短時間デイサービス費における口腔・栄養スクリーニング加算の基準
厚生労働大臣基準第107号の2の規定を適用する。この場合において、同号イ(3)中「通所介護費等算定方法第16号及び第23号に規定する基準のいずれにも該当しない」とあるのは「介護予防デイサービス費等算定方法に規定する基準のいずれにも該当しない」と読み替えるものとする。

第2章 向日市長が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに介護予防デイサービス費等の算定方法

- 1 向日市長が定める利用者の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに介護予防デイサービス費の算定方法
- イ 指定介護予防デイサービスの月平均の利用者の数(指定介護予防デイサービス事業者が指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者又は指定短時間デイサービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防デイサービス及び指定通所介護、指定地域密着型通所介護又は指定短時間デイサービスの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合)は、指定介護予防デイサービスの利用者の数、指定通所介護の利用者の数、指定地域密着型通所介護の利用者の数及び指定短時間デイサービスの利用者の数の合計数)が次の表の左欄に掲げる基準に該当する場合における介護予防デイサービス費については、同表の右欄に掲げるところにより算定する。

向日市長が定める利用者の数の基準	向日市長が定める介護予防デイサービス費の算定方法
向日市長に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。	第1号事業支給費単位数表の所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて、第1号事業に要する費用の額の算定に関する要領の例により算定する。

- ロ 指定介護予防デイサービス事業所の看護職員又は介護職員の員数が次の表の左欄に掲げる員数の基準に該当する場合における介護予防デイサービス費については、同表の右欄に掲げるところにより算定する。

向日市長が定める看護職員又は介護職員の	向日市長が定める介護予防デイサービス費
---------------------	---------------------

員数の基準	の算定方法
向日市介護予防デイサービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する要綱第5条に定める員数を置いていないこと。	第1号事業支給費単位数表の所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて、第1号事業に要する費用の額の算定に関する要領の例により算定する。

2 向日市長が定める利用者の数の基準並びに短時間デイサービス費の算定方法

イ 指定短時間デイサービスの月平均の利用者の数(指定短時間デイサービス事業者が指定通所介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者又は指定介護予防デイサービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短時間デイサービス及び指定通所介護、指定地域密着型通所介護又は指定介護予防デイサービスの事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、指定短時間デイサービスの利用者の数、指定通所介護の利用者の数、指定地域密着型通所介護の利用者の数及び指定介護予防デイサービスの利用者の数の合計数)が次の表の左欄に掲げる基準に該当する場合における短時間デイサービス費については、同表の右欄に掲げるところにより算定する。

向日市長が定める利用者の数の基準	向日市長が定める短時間デイサービス費の算定方法
向日市長に提出した運営規程に定められている利用定員を超えること。	第1号事業支給費単位数表の所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて、第1号事業に要する費用の額の算定に関する要領の例により算定する。